

(別紙)

諮問番号：令和7年諮問第11号

答申番号：令和8年答申第1号

## 答申書

### 第1 京都府行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

本件諮問に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件審査請求は、○児童相談所長（以下「処分庁」という。）が行った児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第27条第1項第2号の措置（以下「本件処分」という。）に不服があるとして、本件処分の取消しを求めるものである。

### 第3 審査請求に至る経過等

- 1 令和6年2月21日、児童相談所に対し、本件児童（以下「本児」という。）の父（以下「審査請求人」という。）からの性被害があったとの本児の発言の開示を受けた関係機関からの送致があった。
- 2 令和6年2月26日、処分庁は、本児への面接において本児が審査請求人からの性被害を開示したため、法第33条の規定に基づき、同日、本児の一時保護を決定した。
- 3 その後、審査請求人及び本児の母（以下「審査請求人ら」という。）が来所し、審査請求人による性的虐待を否定した。
- 4 令和6年3月6日、本児に対する司法面接が行われ、本児は審査請求人から性的虐待があったことなどを述べた。
- 5 令和6年4月2日、処分庁は、本児の母が来所した際に、一時保護の延長が必要であると判断したことを伝えたが、審査請求人の行動はスキンシップであり、性的なものではなかったとの主張が繰り返され、不同意の意向を示されたため、一時保護の延長の申立てを京都家庭裁判所に行う旨を説明した。
- 6 令和6年4月24日、処分庁は、京都家庭裁判所に対し、一時保護延長の申立てを行ったところ、同年5月13日に、申立てを認容する審判があり、同月31日に審判が確定した。
- 7 令和6年6月7日、審査請求人らは、処分庁に対し、審査請求人による本児への性的虐待を改めて否定した。同日、処分庁は、本児の発言が事実と考え、本児を帰宅させることは難しく、たとえ本児が帰りたいと希望しても、家の安全を確認できない以上、本児を施設入所させるために、京都家庭裁判所に申立てを考えている旨を審査請

求人らに伝えた。

- 8 令和6年6月12日、処分庁は、審査請求人らに対し、京都家庭裁判所に児童施設入所の申立てをし、本児の施設入所の必要性の判断を委ねる旨を伝えた。
- 9 令和6年7月30日、処分庁は、法第28条第1項第1号の承認の申立てを京都家庭裁判所に行い、令和7年2月20日に審判の確定を受け、入所措置決定及び本件処分を行った。
- 10 令和7年4月21日、審査請求人は、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

#### 第4 審査関係人の主張の要旨

##### 1 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、概ね次のとおりである。

- (1) 性加害について、警察からの取り調べの結果、不起訴になっているにもかかわらず、児童相談所は性加害があったとして審査請求人を犯罪者にしようとしている。
- (2) 児童相談所は、親の人権を無視し、子供だけを幸せにしようとしている。
- (3) 児童相談所に権力を認めている日本の法律に反感が出ている。
- (4) 本件処分に至った判断に関し、保護者に対する説明が曖昧である。
- (5) 本児は審査請求人に懐いており、本心は家庭に戻りたいはずと確信している。子供と安心して暮らせる環境づくりにも努めている。

##### 2 処分庁の主張

処分庁の主張は、概ね次のとおりであり、審査請求人の主張に根拠はなく、また、本件処分は、適法かつ適正に行われたものであるから、本件審査請求については、これを棄却するとの裁決を求める。

- (1) 本児は審査請求人からの性被害があったこと、本児から母に助けを求めたが、その後も審査請求人からの性被害は続いたことを開示しており、不起訴となったことは確かであるが、性被害の事実がなかったとは言えないと考えている。審査請求人から本児に不適切な関わりがあったことは否定できない。児童相談所としては安心できる家庭環境を作っていくため、審査請求人らへの指導措置を決定した。
- (2) 家庭内での不適切な養育の影響が本児には見受けられ、まずは本児が安心できる生活環境を提供し、父母と安全な家庭環境づくりを検討していくことが必要であることを説明してきている。そのために今後指導していく内容を書面で提示したが、審査請求人は同意しなかった。
- (3) 本児は家に帰りたくない意思を表明している。

#### 第5 法令の規定について

- (1) 法第28条第1項は「保護者が、その児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合において、第27条第1項第3号の措置を採ることが児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反す

るときは、都道府県は、次の各号の措置を採ることができる。」と規定しており、同項において、保護者が親権を行う者又は未成年後見人であるときは、家庭裁判所の承認を得て、法第27条第1項第3号の措置を採ること（同項第1号）ができる旨が定められている。

- (2) 法第27条第1項は「都道府県は、前条第1項第1号の規定による報告又は少年法第18条第2項の規定による送致のあつた児童につき、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。」と規定しており、同項第2号において、児童又はその保護者を児童相談所等へ通所させ、児童福祉司等に指導させること、同項第3号において、児童を児童養護施設等に入所させること等を規定している。

## 第6 審理員意見書及び諮問の要旨

### 1 審理員意見書の要旨

- (1) 本件審査請求には、理由がないから、棄却されるべきである。

#### (2) 理由

本件処分は、法第28条第1項に基づく家庭裁判所の審判が確定した後に行われたものであり、本児が一定の児童虐待を受けたと認められた中で、児童虐待を受けた本児が良好な家庭的環境で生活するために行われたものであり、処分庁の判断に裁量権の逸脱・濫用はない。よって、本件処分に違法性はない。

### 2 審査庁による諮問の要旨

#### (1) 諮問の要旨

審査庁は、審理員意見書の結論と同様に、本件審査請求には理由がないから、棄却されるべきであると考えてるので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第43条第1項の規定により、審査会に諮問する。

#### (2) (1)の判断をしようとする理由

1の(2)に同じ。

## 第7 調査審議の経過

### 1 本件審査請求を取り扱う審査会の部会

第1部会

### 2 調査審議の経過

調査審議の経過は、次のとおりである。

令和7年11月25日 審査庁が審査会に諮問

令和7年12月11日 第1回調査審議（第1部会）

令和8年1月8日 第2回調査審議（ 〃 ）

令和8年1月9日 答申

## 第8 審査会の判断の理由

1 本件処分の争点及び争点の検討

本件処分は、法第28条第1項に基づく家庭裁判所の審判が確定した後に行われたものである。また、この審判を受けて処分庁が法第27条第1項第2号の措置を行ったことに手続的な瑕疵もない。よって、本件処分に違法性はない。

2 判断

以上から、処分庁の判断について、違法又は不当な点はなく、審査請求人の主張には理由がない。

3 結論

以上の理由から、第1の審査会の結論のとおり判断するものである。

京都府行政不服審査会第1部会

委員（部会長）	北村	和生
委員	岩崎	文子
委員	岡川	英巳